

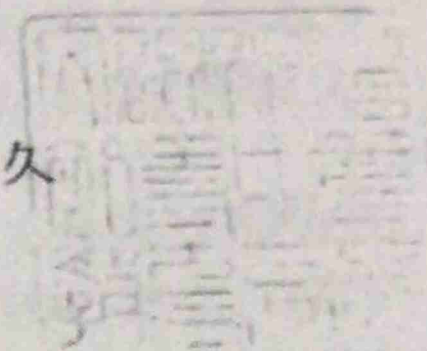


31文科初第152号  
平成31年4月22日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀久



(印影印刷)

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての  
学校における児童生徒への指導について（通知）

この度、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）（以下、本特例法という。）に基づき天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が行われることとなりました。本特例法では、その趣旨として、「天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現する」旨定められています。

また、本特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30年法律第99号）（以下、本休日法という。）が制定されました。